

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件十一件 二六〇
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 二六五
- 県営土地改良事業計画を変更した件 二六五
- 道路の供用を開始する件 二六五
- 海岸保全区域を指定する件 二六五
- 公 告
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件三件 二六七
- 随意契約の相手方を決定した件 二六九
- 福島県教育委員会教育長 二九〇
- 落札者を決定した件 二九〇

告 示

福島県告示第三百八十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十九年五月二十三日から同年九月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年五月二十三日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 マルトSC草野店 福島県いわき市平下神谷字仲田百二十番ほか
- 二 変更した事項

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社マルト

代表取締役 安島 浩

福島県いわき市錦町重殿二十五番地

（変更後） 株式会社マルト

代表取締役 安島 浩

福島県いわき市勿来町窪田十条三番一

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 別紙書面のとおり

（変更後） 別紙書面のとおり

三 変更した年月日

別紙書面のとおり

四 届出年月日

平成二十九年五月一日

五 届出をした者

株式会社マルト

（「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
 （商業まちづくり課）

福島県告示第三百八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十九年五月二十三日から同年九月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年五月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルト中岡ショッピングセンター 福島県いわき市中岡町六丁目一―四ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社マルト

代表取締役 安島 浩

福島県いわき市錦町重殿二十五番地

（変更後） 株式会社マルト

代表取締役 安島 浩

福島県いわき市勿来町窪田十条三番一

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおりに
(変更後) 別紙書面のとおりに
変更した年月日

三 別紙書面のとおりに
届出年月日

四 平成二十九年五月一日
届出をした者

五 株式会社マルト

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第三百八十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十九年五月二十三日から同年九月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十九年五月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルトSC高坂店 福島県いわき市内郷高坂町八反田一―十八ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社マルト丸光
代表取締役 安島 浩

(変更後) 株式会社マルト丸光
代表取締役 安島 浩
福島県いわき市錦町重殿二十五番地

(変更後) 株式会社マルト丸光
代表取締役 安島 浩

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおりに
(変更後) 別紙書面のとおりに
変更した年月日

三 別紙書面のとおりに
届出年月日

別紙書面のとおりに

四 届出年月日

平成二十九年五月一日

五 届出をした者

株式会社マルト丸光

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第三百八十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十九年五月二十三日から同年九月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十九年五月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルトSC君ヶ塚 福島県いわき市小名浜大原字北君ヶ塚百六十五番地ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社マルト

代表取締役 安島 浩

(変更後) 株式会社マルト

代表取締役 安島 浩

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおりに

(変更後) 別紙書面のとおりに

変更した年月日

三 別紙書面のとおりに
届出年月日

四 平成二十九年五月一日
届出をした者

五 株式会社マルト

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第三百八十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十九年五月二十三日から同年九月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十九年五月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
いわきニュータウンショッピングセンター 福島県いわき市中央台飯野一―三十五―

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
（変更前） いわきニュータウンショッピングセンター協同組合
代表理事 安島 祐司
福島県いわき市錦町重殿二十五番地
（変更後） いわきニュータウンショッピングセンター協同組合
代表理事 安島 浩

（変更後） いわきニュータウンショッピングセンター協同組合
代表理事 安島 浩

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社マルト丸光
代表取締役 安島 浩

（一） 株式会社マルト丸光
代表取締役 安島 浩

（二） 株式会社くすりのマルト
代表取締役 安島 力

（三） 株式会社カメラの清水
代表取締役 清水 信弘

（四） 株式会社マルト丸光
代表取締役 安島 浩

（五） 株式会社くすりのマルト
代表取締役 安島 力

（六） 株式会社くすりのマルト
代表取締役 安島 力

（七） 株式会社くすりのマルト
代表取締役 安島 力

三 変更した年月日
1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表

者の氏名 平成二十七年四月一日

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 平成二十四年四月一日

四 届出年月日
平成二十九年五月一日

五 届出をした者
いわきニュータウンショッピングセンター協同組合

（「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
（商業まちづくり課）

福島県告示第三百八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十九年五月二十三日から同年九月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十九年五月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルトSC城東店 福島県いわき市平字城東一丁目七番三ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
（変更前） 株式会社マルト商事
代表取締役 安島 浩
福島県いわき市錦町重殿二十五番地
（変更後） 株式会社マルト商事
代表取締役 安島 浩

（変更後） 株式会社マルト商事
代表取締役 安島 浩

（変更後） 株式会社マルト商事
代表取締役 安島 浩

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 別紙書面のとおり

（変更後） 別紙書面のとおり

三 変更した年月日
平成二十四年四月一日

四 届出年月日
平成二十九年五月一日

五 届出をした者
株式会社マルト商事

〔別紙書面〕は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。
(商業まちづくり課)

福島県告示第百八十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十九年五月二十三日から同年九月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十九年五月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルトSC湯長谷 福島県いわき市常磐下湯長谷町道下二一一ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社マルト丸光

代表取締役 安島 浩

福島県いわき市錦町重殿二十五番地

(変更後) 株式会社マルト丸光

代表取締役 安島 浩

福島県いわき市勿来町窪田十条三番一

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

変更した年月日

別紙書面のとおり

届出年月日

平成二十九年五月一日

届出をした者

株式会社マルト丸光

〔別紙書面〕は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。
(商業まちづくり課)

福島県告示第百九十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十九年五月二十三日から同年九月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、

福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十九年五月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルトファミリースター好間店 福島県いわき市好間町中好間字田中六ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社マルト

代表取締役 安島 浩

福島県いわき市錦町重殿二十五番地

(変更後) 株式会社マルト

代表取締役 安島 浩

福島県いわき市勿来町窪田十条三番一

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ファミリ

代表取締役 園部 昌男

福島県いわき市錦町重殿二十五番地

(二) 株式会社くすりのマルト

代表取締役 安島 力

福島県いわき市錦町重殿二十五番地

(一) 株式会社ファミリ

代表取締役 安島 ゆみ子

福島県いわき市勿来町窪田十条三番一

(二) 株式会社くすりのマルト

代表取締役 安島 力

福島県いわき市勿来町窪田十条三番一

三 変更した年月日

別紙書面のとおり

届出年月日

平成二十九年五月一日

届出をした者

株式会社マルト

〔別紙書面〕は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。
(商業まちづくり課)

福島県告示第百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十九年五月二十三日から同年九月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年五月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルト好間店 福島県いわき市好間町中好間字上川原六十一ほか
- 二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社マルト

代表取締役 安島 浩

福島県いわき市錦町重殿二十五番地

（変更後） 株式会社マルト

代表取締役 安島 浩

福島県いわき市勿来町窪田十条三番一

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 別紙書面のとおり

（変更後） 別紙書面のとおり

変更した年月日

三 別紙書面のとおり

四 届出年月日
平成二十九年五月一日

五 届出をした者
株式会社マルト

（「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
（商業まちづくり課）

福島県告示第三百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十九年五月二十三日から同年九月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年五月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルト平白土店 福島県いわき市平北白土字作町三一一八
- 二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社マルト丸光

代表取締役 安島 浩

福島県いわき市錦町重殿二十五番地

（変更後） 株式会社マルト丸光

代表取締役 安島 浩

福島県いわき市勿来町窪田十条三番一

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社マルト丸光

代表取締役 安島 浩

福島県いわき市錦町重殿二十五番地

（変更後） 株式会社くすりのマルト

代表取締役 安島 力

福島県いわき市錦町重殿二十五番地

（変更後） 株式会社マルト丸光

代表取締役 安島 浩

福島県いわき市勿来町窪田十条三番一

（二） 株式会社くすりのマルト

代表取締役 安島 力

福島県いわき市勿来町窪田十条三番一

三 変更した年月日
平成二十四年四月一日

四 届出年月日
平成二十九年五月一日

五 届出をした者
株式会社マルト丸光

（「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
（商業まちづくり課）

福島県告示第三百九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十九年五月二十三日から同年九月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業

業労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年五月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルトSC窪田 福島県いわき市勿来町窪田十条三番二ほか
- 二 変更した事項

1 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) マルトSC勿来十条

(変更後) マルトSC窪田

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社マルトグループホールディングス

代表取締役 安島 浩

福島県いわき市錦町重殿二十五番地

(変更後) 株式会社マルトグループホールディングス

代表取締役 安島 浩

福島県いわき市勿来町窪田十条三番一

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

変更した年月日

三 別紙書面のとおり

届出年月日

平成二十九年五月一日

四 届出をした者

株式会社マルトグループホールディングス

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百九十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、白河市土地改良区から平成二十九年四月二十四日付けで申請のあった定款の変更について、同年五月十六日認可した。

平成二十九年五月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県告示第三百九十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、夏井地区に係る県営農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業(経営体育成型))を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年五月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十九年五月二十四日から

同 年六月十二日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

いわき市役所

(農村計画課)

福島県告示第三百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十九年五月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道中ノ沢熱海線	耶麻郡猪苗代町大字蚕養字沼尻山 甲二八五番二二地先から 同 郡同 町大字蚕養字沼尻山 甲二八五番二一七地先まで	平成二十九年五月二十三日

(道路計画課)

福島県告示第三百九十七号

海岸法(昭和三十一年法律第一一〇号)第三条第一項の規定により、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成二十九年五月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

海岸名	区	域

福島県福島沿岸
請戸漁港海岸
請戸地区海岸

一 基点及び補助点の位置(公共座標第Ⅸ区座標系)	
基点1 点	X 一六五四八四・四七三 Y 一〇六四一五・三四五の
基点2 点	X 一六五四七七・三八八 Y 一〇六四一二・二八〇の
基点3 点	X 一六五四六一・三九〇 Y 一〇六四〇七・一二五の
基点4 点	X 一六五三三三・一〇四 Y 一〇六三五一・六二九の
基点5 点	X 一六五二五八・二六五 Y 一〇六五二四・六三〇の
基点6 点	X 一六五二八四・二八一 Y 一〇六七一七・五五六の
基点7 点	X 一六五二七八・九五三 Y 一〇六七八〇・八六二の
基点8 点	X 一六五二七一・三四〇 Y 一〇六八〇四・四四三の
基点9 点	X 一六五一六二・〇八九 Y 一〇六七六九・一七〇の
基点10 点	X 一六五一五七・八八五 Y 一〇六七六四・五六二の
基点11 点	X 一六五一〇二・七六三 Y 一〇六七四六・八六八の
基点12 点	X 一六五〇九三・七三三 Y 一〇六七四三・二七〇の
基点13 点	X 一六五〇一六・六一〇 Y 一〇六七一八・五六五の
基点14 点	X 一六五〇一〇・四五二 Y 一〇六七一五・八二七の
基点15 点	X 一六五〇〇四・九一五 Y 一〇六七一一・四七四の
基点16 点	X 一六五〇〇四・四〇三 Y 一〇六七一一・〇七一の
基点17 点	X 一六五〇〇二・六六二 Y 一〇六七〇九・三七六の
基点18 点	X 一六四九九九・六六七 Y 一〇六七〇六・二九九の
基点19 点	X 一六四九九六・八六五 Y 一〇六七〇三・四二二の

基点20 点	X 一六四九八九・一一二 Y 一〇六六九八・八〇〇の
基点21 点	X 一六四九八二・五九二 Y 一〇六六九四・九〇五の
基点22 点	X 一六四九七六・四六八 Y 一〇六六九三・一九二の
基点23 点	X 一六四九七四・九一三 Y 一〇六六九二・七二六の
基点24 点	X 一六四九五七・六六六 Y 一〇六六八七・八〇九の
基点25 点	X 一六四九四三・七四六 Y 一〇六六八三・八四五の
基点26 点	X 一六四九三八・一一六 Y 一〇六六八二・二四二の
基点27 点	X 一六四八一・三七九 Y 一〇六六四六・一六〇の
基点28 点	X 一六四八〇二・二七五 Y 一〇六六四一・三四九の
基点29 点	X 一六四八〇一・二六三 Y 一〇六六四一・〇六一の
基点30 点	X 一六四八〇〇・〇三三 Y 一〇六六四五・四一七の
基点31 点	X 一六四八〇二・〇九五 Y 一〇六六四六・一八四の
補助点1の1 点	X 一六四七七〇・〇六六 Y 一〇六七二一・六三六の点
補助点2の1 点	X 一六四九六四・〇六一 Y 一〇六七八〇・八八九の点
補助点3の1 点	X 一六四九八八・一九三 Y 一〇六八〇二・二一一の点
補助点4の1 点	X 一六五二四三・三六五 Y 一〇六八八六・〇四七の点
基点32 点	X 一六五三〇二・九〇三 Y 一〇六八〇五・五一四の
基点33 点	X 一六五三〇八・九一九 Y 一〇六七八六・八七八の
基点34 点	X 一六五三二四・八一七 Y 一〇六七一六・七九一の

土地改良区の名称

公告第百十二号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
 平成二十九年五月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

公告

(港湾課)

基点35	X一六五三〇〇・〇六三	Y一〇六六〇七・三七六の
点		
基点36	X一六五二九八・〇八一	Y一〇六六〇七・六四三の
点		
基点37	X一六五二八七・四二九	Y一〇六五二八・六五四の
点		
基点38	X一六五三四七・八七五	Y一〇六三八八・九二四の
点		
基点39	X一六五四五〇・〇七九	Y一〇六四三三・一三七の
点		
基点40	X一六五四六四・三二九	Y一〇六四四三・七七五の
点		
基点41	X一六五四六四・七六三	Y一〇六四四二・七〇八の
点		
基点42	X一六五四八二・七七三	Y一〇六四一九・六五八の
点		
二 区域		
基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、		
基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、		
基点15、基点16、基点17、基点18、基点19、基点20、基点21、		
基点22、基点23、基点24、基点25、基点26、基点27、基点28、		
基点29、基点30、基点31、補助点1の1、補助点2の1、補		
助点3の1、補助点4の1、基点32、基点33、基点34、基点		
35、基点36、基点37、基点38、基点39、基点40、基点41及び		
基点42を順次直線で結んだ線並びに基点42から基点1に至る		
直線により囲まれた区域で次の図に示す区域		
(次の図は省略する。)		

社川沿岸土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 鈴木 和夫

齋藤 一郎

小林 兵吉

藤田 利子

藤田 賢一

増子 公一

鈴木 實

渡邊 和彦

鈴木 博之

和知 義行

湯座 一平

近藤 亥市

松本 庄司

藤田 守

石井 義榮

近藤 松男

鈴木 雅美

須藤 一夫

兼子 俊幸

鈴木 喜好

緑川 力丸

片野 清耕

八木沼 守

就任した役員

役別 氏名

理事 鈴木 和夫

齋藤 一郎

小林 兵吉

藤田 賢一

増子 公一

藤田 良夫

野田 喜良

石山 良三

和知 忠一

井上 昭二

湯座 一平

住所

白河市大工町三八番地三

市閩辺川前七番地

市閩辺油久保五番地

市表郷金山字菅辻九七番地

市表郷金山字越堀一三番地

市表郷高木字上宿六五番地

市表郷中寺字上沢目一一番地

市表郷三森字月桜二四番地

市表郷河東田字屋敷六〇番地

東白川郡棚倉町大字棚倉字鉄炮町四番地

郡同 町大字堤字羽黒東八番地

郡同 町大字玉野字東宅地一九番地

郡同 町大字榎木字千代田二七番地三

郡同 町大字棚倉字中居野三一七番地二

郡同 町大字一色字カチャ前二六番地

郡同 町大字金沢内字中背戸続一七番地

石川郡浅川町大字松野入字内畑一七一番地

同 郡同 町大字箕輪字坂ノ前四一番地

同 郡同 町大字双石日向二二番地

同 市表郷下羽原字五輪割五番地

東白川郡棚倉町大字福井字字井前六一番地

石川郡浅川町大字小貫字新屋敷三二番地

住所

白河市大工町三八番地三

市閩辺川前七番地

市閩辺油久保五番地

市表郷金山字越堀一三番地

市表郷高木字上宿六五番地

市表郷金山字菅辻五四番地

市表郷高木字上宿六五番地

市表郷金山字菅辻五四番地

市表郷高木字上宿六五番地

市表郷金山字菅辻五四番地

市表郷高木字上宿六五番地

市表郷金山字菅辻五四番地

市表郷高木字上宿六五番地

市表郷金山字菅辻五四番地

市表郷高木字上宿六五番地

市表郷金山字菅辻五四番地

市表郷高木字上宿六五番地

同 近藤 亥市 同 町大字堤字羽黒東八番地
 同 石井 義榮 同 町大字棚倉字中居野三一番地二
 同 片野 清耕 同 町大字福井字宇井前六一番地
 同 金澤 良一 同 町大字天王内字屋敷一三番地
 同 北條 寛治 同 町大字玉野字東宅地四〇番地
 同 近藤 正人 同 町大字棚倉字丸内七一番地一
 同 須藤 一夫 同 町大字松野入字内畑一七一番地
 同 遠藤 勝男 同 町大字染字中内一八一番地
 同 岡部 庫吉 同 町大字滝輪字蔵石二八番地
 同 鈴木 喜好 同 町大字日向二二番地
 同 緑川 竹一 同 市表郷三森字月桜一五番地
 同 小林 邦孝 同 東白川郡棚倉町大字一色字ニシキ牧四三番地
 同 小針 賢一 同 石川郡浅川町大字箕輪字蟹沢四五番地

(農村計画課)

公告第百十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
 平成二十九年五月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良区の名称

只見町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 目黒 吉久

南会津郡只見町大字坂田字仮安平七五八番地

同 馬場 さき子

同 郡同 町大字叶津字中ノ平一七二番地

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 菅家 三雄

南会津郡只見町大字只見字雨堤一〇五四番地の二

同 増田 栄助

同 郡同 町大字小川字下村一一〇番地の一

(農村計画課)

公告第百十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
 平成二十九年五月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良区の名称

母畑地区土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 遠藤 幹一

郡山市田村町御代田字内手一番地の五

同 熊田 健雄

同 市田村町守山字中町一六番地

同 山田 俊郎

同 市田村町谷田川字町畑二二番地

同 塩田 登

同 市田村町塩田字石戸屋一一一番地一

同 二瓶 政甲

同 須賀川市塩田字石戸屋一一一番地一

同 水野 正仁

同 市小倉字田畑一〇二番地

同 宗形 隆

同 市下小山田字孫八内九七番地

同 福田 文雄

同 市雨田字寺後五番地

同 安田 博

同 市日照田字館二五番地

同 車田 次夫

同 市狸森字大内作八七番地

同 石森 春男

同 石川郡玉川村大字小高字西屋敷三五番地

同 鈴木 忠雄

同 同 村大字山小屋字的場五番地

同 田子 武幸

同 同 村大字竜崎字四斗蒔二一番地の五

同 宗形 徳次

同 同 村大字川辺字武道一八一番地

同 矢吹 忠吉

同 同 村大字南須釜字長内四七番地の二

同 加納 武夫

同 同 村大字吉字中平一一二番地の二

同 二瓶 義雄

同 同 郡石川町字響取五四番地の八

同 草野 傳明

同 同 町大字中野字水内四九番地の二

同 関根 功

同 同 町大字曲木字仲ノ内九〇番地

同 小豆畑 茂美

同 同 町大字塩沢字表四番地

同 瀬谷 寛隆

同 同 町沖ノ田輪四五番地

同 大野 峯

同 同 町大字沢井字観音山二二番地の八

同 古森 博美

同 同 郡同 町赤羽字新宿一三〇番地

同 北條 一明

同 同 白河市東上野出島字反町七四番地

同 駒塚 英明

同 同 市東下野出島字横山三六番地

同 清野 宏

同 同 郡山市田村町守山字彌明二五七番地の二

同 本宮 勝正

同 同 石川郡石川町大字沢井字十三塚三四番地の二

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 遠藤 幹一

郡山市田村町御代田字内手一番地の五

同 熊田 健雄

同 市田村町守山字中町一六番地

同 熊田 晃大

同 同 市田村町岩作字坂ノ上三一一番地

同 塩田 登

同 同 須賀川市塩田字石戸屋一一一番地一

同 水野 邦平

同 同 市小倉字新屋敷三一一番地

同 溝井 正仁

同 同 市下小山田字孫八内九七番地

同 金澤 昭治

同 同 市雨田字十三仏一一一番地

同 同 市日照田字館二五番地

公告第7号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県教育センターほか98施設の電気供給業務について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年5月23日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県教育センターほか98施設の電気供給業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県教育庁財務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成29年4月5日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エネット 東京都港区芝公園二丁目6番3号
- 5 落札金額
527,941,307円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成29年2月21日

（財 務 課）